（小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部改正）

第三十八条　小型船舶操縦士試験機関に関する省令（昭和四十九年運輸省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号及び第三号を次のように改める。

二　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号の株式会社　株主

三　会社法第五百七十五条第一項の持分会社　社員

（船舶料理士に関する省令の一部改正）

第三十九条　船舶料理士に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「営業報告書又は」を削る。

（港湾運送事業会計規則の一部改正）

第四十条　港湾運送事業会計規則（昭和五十三年運輸省令第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「取締役、監査役等」を「取締役、会計参与及び監査役等」に改め、「商法（明治32年法律第48号）第211条の2の規定により取得した親会社の株式」を「親会社株式」に、「子会社出資金」を「子会社である有限会社への出資金」に、「その他出資金」を「子会社出資金以外の出資金」を削り、「営業権」を「のれん」に改め、「商法施行規則第43条」を「会社法（平成17年法律第86号）第445条第3項」に改め、「商法施行規則（平成14年法務省令第22号）第89条に規定する資本金及び資本準備金減少差益」及び「商法施行規則第89条に規定する自己株式処分差益」を削り、「商法第288条に規定する利益準備金」を「会社法第455条第4項に規定する利益準備金」に、「商法第285条の2第1項ただし書及び第2項（これらの規定を同法第285条の5第2項及び第285条の6第2項において準用する場合を含む。）」を「会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第5条第3項第1号及び第6項」に、「商法第210条」を「会社法第156条」に改め、同表備考4中「商法第211条の2第1項及び第3項」を「会社法第2条第3号」に改め、同表備考5中「商法第211条の2第1項の親会社及び同条第3項の規定により親会社となる会社」を「会社法第2条第4号の親会社」に改め、同表備考7中「支配株主（株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者及び商法第211条の2第3項の規定により親会社となる会社をいう。）」を「親会社」に改め、同表備考11中「商法施行規則第43条」を「会社計算規則第107条第2項第1号ニ」に改める。

第三号様式中「営業権」を「のれん」に、「資本の部」を「純資産の部」に改め、同様式備考6中「支配株主」を「親会社」に改め、同様式備考13中「商法施行規則第43条」を「会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第107条第2項第1号ニ」に改め、同様式備考14中「商法施行規則第43条」を「会社計算規則第107条第2項第1号ニ」に改め、同様式備考19を次のように改める。

19　開発費、研究費又は開発費として貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が、資本準備金及び利益準備金の合計額に当該決算期に利益準備金として積み立てるべき利益準備金の額を加算した額を超えるときは、その超過額を注記すること。また、資産につき時価を付するものとした場合（会社計算規則第5条第3項第1号及び第6項）の場合を除く。）において、その付した時価の総額が当該資産の取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額を注記すること。

第三号様式備考23を削る。

第八号様式備考2中「営業の譲渡」を「事業の譲渡」に改める。

第十三号様式中「支配株主及び」を「親会社及び」に、「(支配株主)」を「(親会社)」に、「支配株主名」を「親会社名」に改める。

第十七号様式備考及び第十八号様式備考中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社」を「会社法（平成17年法律第86号）第2条第12号に規定する委員会設置会社」に改める。

（港湾運送事業報告規則の一部改正）

第四十一条　港湾運送事業報告規則（昭和五十三年運輸省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式第一表中「営業概況報告書」を「事業概況総括表」を「事業概況総括表」に、「資本」を「資本金」に、「有限会社」を「合名会社」に、「合資会社」を「合資会社」に、「合資会社」を「合同会社」に改め、同表備考2中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社」を「会社法（平成17年法律第86号）第2条第12号に規定する委員会設置会社」に改める。

（関西国際空港株式会社法施行規則の一部改正）

第四十二条　関西国際空港株式会社法施行規則（昭和五十九年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「新株発行」を「新株を引き受ける者の募集」に改め、同条中「の発行の」を「を引き受ける者の募集の」に、「の発行に」を「を引き受ける者の募集に」に改め、同条第一号中「新株」を「募集株式」に改め、同条第二号から第十一号までを次のように改める。

二　募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下同じ。）又はその算定方法

三　金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四　募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

五　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

六　株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えようとするときは、その旨及び当該募集株式の引受けの申込みの期日

七　特に有利な募集株式の払込金額により新株を引き受ける者の募集をしようとするときは、その理由

八　新株を引き受ける者の募集の方法

九　金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

十　新株を引き受ける者の募集により取得する金額の使途

十一　新株を引き受ける者の募集の理由

第十三条を第二十一条とし、第十二条を第二十条とする。

第十一条第一項中「第一号の三、第四号及び第五号に規定する」を「第三号、第六号及び第七号の」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の三を同項第三号とし、同項第一号の二中「あっては、」の下に「分割により」を、「承継する法人」の下に「又は分割により設立する法人」を加え、同号を同項第二号とし、同条第二項第二号中「合併契約書」を「合併契約」に、「分割契約書」を「吸収分割契約」に、「分割計画書）の写し」を「新設分割計画）において定めた事項を記載した書類」に改め、同項第四号中「合併契約書」を「合併契約」に、「分割契約書」を「吸収分割契約の締結」に、「分割計画書）の作成」を「新設分割計画の作成）」に改め、同項第五号中「承継する法人」の下に「若しくは分割により設立する法人」を加え、同条を第十九条とする。

第十条の見出し中「利益の処分又は損失の処理」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に、「利益の処分又は損失の処理」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に改め、同条中「利益の処分又は損失の処理」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に、「利益又は損失」を「剰余金」に改め、同条を第十八条とする。

第九条を第十七条とし、第八条を第十六条とする。

第七条中「帳簿価格」を「帳簿価額」に改め、同条を第十五条とする。

第六条を第十四条とする。

第五条の見出し中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改め、同条中「社債の募集の認可」を「募集社債（募集新株予約権付社債を除く。以下同じ。）を引き受ける者の募集の認可」に、「に社債」を「に募集社債を引き受ける者」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「社債の総額」を「募集社債の総額」に、「各社債」を「各募集社債」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「社債」を「募集社債」に改め、「発行価額、」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改め、同号を同条第五号とし、同条を第十二条とする。